

# うるま市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例が制定されました

- 都市計画法の規定に基づく用途地域\*1が指定されていない“用途未指定地域”において、良好な環境に支障を与える（または与える恐れのある）建築物等の用途を制限する「うるま市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例」が平成24年4月1日から施行されます。
- 「うるま市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例」は、住宅と畜舎が近接していることによる悪臭問題への対処やインターチェンジ周辺の環境的、景観的な誘導を図ることが緊急の課題として、先行的に都市計画法に基づいて特定用途制限地域\*2指定を行う石川地区から適用されます。
- 制限を受ける建築物（次ページ表に掲げている建物）であっても、良好な環境を害する恐れがないと認められた場合や公益上やむを得ないと市長が認めた場合は、建築を許可できる適用除外規定や既存不適格建築物（本条例の施行日以前から使用されている建築物）に対する緩和規定を設けています。
- 具志川、勝連、与那城地区についても、具体的な規制の内容を地域の皆さまと一緒に考えながら、年次的に特定用途制限地域\*2指定を行い「うるま市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例」の適用地区に編入していきます。

- ※1 用途地域は都市計画法に基づき土地利用を規制・誘導していく制度で、指定された地域（下図参照）では地区毎に“建てられる建物”“建てられない建物”が規制されています。
- ※2 土地利用に対する規制が緩い用途未指定地域（用途地域が指定されていない地域）は、その地域の良好な居住環境等に支障を与えるような施設の立地が進むおそれがあります。特定用途制限地域は、良好な環境を形成・保持していくために特定の用途の建築物等の立地を規制する制度です。

